200197001370001			平成27年7月23日
規制の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	所管府省	環境省
根拠法令等	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項 ・「行政処分の指針について(通知)」(平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知) ・「「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(通知)」(平成25年6月28日付け環廃対発第1306281号・環廃産発第1306281号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業 廃棄物課 課長 角倉 一郎
規制目的	廃棄物の適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。		
規制内容の概要		関連する予 算	_

規制の最近の改 廃経緯	_	関連する政 策評価結果	-
	・廃棄物の発生形態や処理の状況等は事案ごとに様々であり、廃棄物該当性の判断や廃棄物の排出者の特定等については、各事案に応じて個別に行う必要がある。したがって、全ての事例を想定することは困難であること、また、仮に具体的なケースを想定しても、必ずしも特定の状況に適用可能となるわけではないことから、個別の事案ごとに都道府県等に御相談いただくことが適切である。・なお、都道府県等のバイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断に資するため、平成25年3月27日に事例集を作成したところであり、その内容をより充実したものすべく、今後とも継続的な見直しを行い、周知していく予定。また、複数の都道府県・政令市が関係する事案であって当該各都道府県・政令市の判断結果が合理的な理由なく異なる可能性がある場合等に備え、環境省に全国相談窓口を設置し、事業者のご相談を承っているところ。・以上の取組等を通じ、廃棄物のバイオマス発電燃料としての利用を支援するよう努める。	規制の維 持、改革又 は新設の別	規制の維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	_		
見直し条項	_		
次の見直し時期	-		

1001 200197001370001

通知・通達等の 名称(発信者等を 含む。)	・「行政処分の指針について(通知)」(平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知) ・「「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(通知)」(平成25年6月28日付け環廃対発第1306281号・環廃産発第1306281号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)
通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項
	「行政処分の指針について(通知)」及び「「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(通知)」は、廃棄物処理法第2条第1項の「廃棄物」の判断要素に係る解釈を示したものであるため。